



社援協発0126第1号
令和4年1月26日

各都道府県

消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長
（公印省略）

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第15号）が公布されたところであるが、その内容は下記のとおりであるので、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、本省令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

第一 改正の趣旨及び内容

1 改正の趣旨

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第31条の10第1項の規定により、共済事業を行う消費生活協同組合であってその事業の規模が消費生活協同組合法施行令（平成19年政令第373号）第11条で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う消費生活協同組合連合会は、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号。以下「規則」という。）第130条で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならないとされている。

規則で定める会計監査人の監査の基準については、企業会計審議会が公表する監査基準（以下「監査基準」という。）を参考とし、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）に準じた規定としているところである。

先般、監査基準の改定に伴い、会社計算規則が改正されたことを踏まえ、規則においても所要の見直しを行う。

2 改正の内容

監査基準において、これまで監査報告書の追記情報の一つとして掲げられていた「その他の記載内容」に係る事項が独立項目として記載することとされたことを踏まえ、会社計算規則第126条第1項第5号と同様に、規則第136条第1項各号に掲げる事項に「その他の記載内容」（事業報告書及び附属明細書）に係る事項を追加する。

具体的には、会計監査人は事業報告書及びその附属明細書と決算関係書類及びその附属明細書並びに連結決算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかについて検討しなければならない旨及び検討後、報告すべき事項の有無並びに報告すべき事項がある場合はその内容を記載しなければならない旨が規定された。これを踏まえ、規則においても、その旨を追記するものである。

第二 公布日等

1 公布日

令和4年1月25日

2 施行期日

公布日

3 経過措置

改正後の規則の規定は、令和4年3月31日以後に終了する事業年度に係る決算関係書類及びその附属明細書並びに連結決算関係書類についての会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例によるものとする。ただし、令和3年3月31日以後に終了する事業年度に係るものについては、同号の規定を適用することができることとする。